

議案第19号

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 住民基本台帳法等の改正に伴い、用語の定義を変更し、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例  
の一部を改正する条例

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例（平成14年12月世田谷区条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区民の本人確認情報」を「区民等の本人確認情報、附票本人確認情報」に改める。

第2条第1号中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を加え、「第30条の2第1項」を「第19条の3」に改め、「提供」の次に「（市町村にあっては、記録及び保存）」を加え、同条第2号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号省令」という。）第35条第1項第2号及び第7号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「番号命令」という。）第23条の2第2号及び番号法第16条の2第2項」に改め、同条第3号中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を加え、「及び転出確定通知」を「並びに転出確定通知」に改め、同条第4号中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を加え、「及び市町村長」を「並びに市町村長」に改め、同条第5号中「第30条の9」を「第30条の7第4項」に改め、「もの」の次に「及び機構保存附票本人確認情報（住民基本台帳法第30条の42第4項に規定する機構保存附票本人確認情報をいう。）」を加え、同条第9号中「区民」を「区民等」に改め、「者）」の次に「及び区の戸籍の附票に記載されている者（戸籍の附票の消除を行った場合は、当該戸籍の附票に記載されていた者）」を加え、同条第10号中「で、同法第7条に掲げる氏名、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード並びに住民票の記載等に関する事項（住民基本台帳法施行令第30条の5各号に規定する事項をいう。）」を削り、同条第12号中「第30条の9」の次に「及び第30条の44」を加え、「第30条の10第1項に規定する通知都道府県」を「第30条の10第1項及び第30条の44の3第1項に規定する通知都道府県及び附票通知都道府県」に、「第30条の11第1項に規定する通知都道府県」を「第30条の11第1項及び第30条の44の4第1項に規定する通知都道府県及び附票通知都道府県」に、「第30

条の12第1項に規定する通知都道府県」を「第30条の12第1項及び第30条の44の5第1項に規定する通知都道府県及び附票通知都道府県」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 附票本人確認情報 住民基本台帳法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。

第3条第2項中「番号省令」を「番号命令」に改める。

#### 附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号の政令で定める日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定（「第30条の2第1項」を「第19条の3」に改める部分に限る。）、同条第2号の改正規定及び第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。